

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

下の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり治して下さい。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、下記の報告書に保護者が記入、押印の上、学校に提出してください。

下記の報告書の提出で出席停止の扱いとなりますので、医療機関からの治療報告書の提出は必要ありません。

問合せ先：保健室
電話 0465-73-0010

学校感染症とお休みする期間の目安(期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種	治癒するまで	
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと医師が認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと医師が認めるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	感染のおそれがないと医師が認めるまで

※その他の感染症には、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎等があります。

キリリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

保護者記入

年 組 番 氏名

保護者氏名

㊞

欠席の理由(診断名)	
欠席の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた医療機関名	
受診した日	令和 年 月 日、月 日、月 日(計 回)
いつから登校してよいか	令和 年 月 日